

きょうと生物多様性センター交流オフィスにおける展示募集に係る実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都府域における生物多様性に係る各主体（民間企業、大学等研究機関、保全団体、府民等）同士の交流を促進することを目的として、きょうと生物多様性センター交流オフィスにおいて、多様な主体の保全活動を発信し、保全活動と京都府民とのネットワーク形成を図るための展示の募集に必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 展示の募集は、京都府域を主たる活動の場として、生物多様性の保全に資する活動を行っている個人又は団体（民間企業、大学等研究機関、保全団体等）を対象に行う（今後、京都府域を主たる活動の場として、活動を予定している個人・団体も含む。）。

(展示の条件)

第3条 展示内容は、出展を希望する個人又は団体（以下「申請者」という。）の生物多様性の保全に資する活動に関するものに限る。ただし、展示内容が次に掲げる事項に該当する場合は、展示を認めない。展示の決定後に、以下の事項に該当することが判明した場合、生物多様性センター運営協議会事務局（以下「事務局」という。）は、その時点で展示の許可の取消し又は、展示の制限、若しくは停止することができる。

- (1) 展示物が、生物多様性関連の法律、条約等に違反する場合。
- (2) 展示物が、第三者の著作権、商標権、意匠権、肖像権、所有権その他の権利を侵害する又は侵害するおそれのある場合。
- (3) 展示物が、差別的な表現や、公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれのある表現を含む場合。
- (4) 展示物が、商業広告を目的とするものである場合。
- (5) 展示物が、宗教宣言を目的とするものである場合。
- (6) 展示物が、特定個人及び団体の政治的活動又は選挙運動を目的とするものである場合。
- (7) 申請者が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持・運営・経営に協力・関与するなど、反社会的勢力との何らかの交流・関与を行っている場合。
- (8) その他、きょうと生物多様性センター運営協議会が展示物として適当でないと認めた場合。

(展示場所)

第4条 展示場所は、きょうと生物多様性センター交流オフィス内に設置する展示パネル（横約85cm×縦約163cm×5枚分）及びその他事務局が認めた場所とする。

【きょうと生物多様性センター交流オフィス 所在地】

京都市左京区役所内2階14番窓口（京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2）

(展示期間及び展示時間)

第5条 展示期間及び展示時間は次に掲げるとおりとする。

- (1) 展示期間は、最大60日（展示物の搬入・搬出日を含む。）までとする。
- (2) 展示物の観覧可能時間は、生物多様性センター交流オフィスの開館時間（平日の月・水・金曜日13時～17時）とする。

（展示の申請）

第6条 申請者は、展示開始予定日の45日前までに、きょうと生物多様性センター交流オフィスに申請書（第1号様式）を提出すること。

（展示の決定）

第7条 展示の決定は、以下のとおり実施する。

- (1) 展示物が本要綱の目的に合致するかを判断する権利は、事務局が有することとする。展示の可否は、申請書の受理後15日以内に、事務局において決定し、その結果を申請者に通知する。
- (2) 同時期に展示を希望する申請者が複数ある場合は、申請書の先着順で決定する。同時期に展示を希望する申請が、同時にあった場合は、抽選により決定する。

（展示の実施）

第8条 事務局が展示の決定を行った個人又は団体（以下「出展者」という。）は、以下の事項を実施する。

- (1) 展示物の作成
- (2) 展示物の搬入・搬出
- (3) 展示物の設置

（出展者への支援）

第9条 事務局は、出展者の展示物及び活動内容の発信力を高めるため、出展者の希望に応じて、以下の支援を実施する。なお、支援の実施の可否については、事務局において協議のうえ決定する。

- (1) ホームページ等における展示物の広報
- (2) 出展者の活動に関する広報誌等の配架
- (3) 展示物の内容に関連したイベントの共同開催
- (4) 展示に使用するA1サイズポスターの出力（2枚まで）

（費用負担）

第10条 出展者の展示行為及び出展者への支援に係る費用負担は、以下のとおりとする。

- (1) きょうと生物多様性センターにおける展示料は無料とする。
- (2) 展示行為に係る費用（展示の作成、展示物の搬入・搬出、展示物の設置）は、すべて出展者の負担とする。
- (3) 出展者への支援に係る費用負担は、出展者と事務局の協議により決定する。

(原状回復)

第11条 出展者は、展示期間終了後、展示場所を原状に回復して明け渡すものとする。なお、出展者の責に帰すべき事由により、展示場所を破損した場合は、原状回復に必要な経費の弁償を求めることがある。

(損害賠償)

第12条 事務局は、展示物に損害が発生した場合、その責に帰する事由による場合を除き、損害賠償等の責任を負わない。

(補則)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

きょうと生物多様性センター展示申請書

(あて先) 生物多様性センター運営協議会事務局	(申請日) 年 月 日
申請団体の名称及び代表者氏名	申請団体の所在地(もしくは代表者の住所)

きょうと生物多様性センターにおける展示募集に係る実施要綱第6条の規定により、以下のとおり、申請します。	
申請団体の情報	京都府域で実施している生物多様性保全活動の内容
	主な活動場所
	連絡先 電話： 電子メール：
	ホームページ・SNS等

申請する展示物	展示のテーマ				
	具体的な展示内容				
	展示の種類	1	<input type="checkbox"/> 紙媒体（ポスター等） <input type="checkbox"/> 標本 <input type="checkbox"/> その他（ ）	サイズ：	枚数（個数）：
		2	<input type="checkbox"/> 紙媒体（ポスター等） <input type="checkbox"/> 標本 <input type="checkbox"/> その他（ ）	サイズ：	枚数（個数）：
		3	<input type="checkbox"/> 紙媒体（ポスター等） <input type="checkbox"/> 標本 <input type="checkbox"/> その他（ ）	サイズ：	枚数（個数）：
展示期間 ※60日を超えない範囲	年 月 日 ～ 年 月 日				
<input type="checkbox"/> 展示が許可された場合は、きょうと生物多様性センターにおける展示募集に係る実施要綱を遵守することを誓約します。					
出展者への支援	<p>きょうと生物多様性センター運営協議会事務局は、出展者の展示物及び活動内容の発信力を高めるため、出展者に対し、以下の支援を実施しております。</p> <p>支援を希望される場合は、該当項目にチェックしてください。</p> <p><希望する支援内容></p> <p><input type="checkbox"/> ホームページ等における展示物の広報</p> <p><input type="checkbox"/> 出展者の活動に関する広報誌等の配架</p> <p><input type="checkbox"/> 展示物の内容に関連したイベントの共同開催</p> <p><input type="checkbox"/> 展示に使用する A1 サイズポスターの出力（2枚まで）</p>				

※ 申請書中の□は、該当するものにチェックを入れるか、■としてください。